

平成28年改正犯収法の様式例 ～ 実質的支配者の申告例・外国PEPsの申告例～

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

ご相談につきましては下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

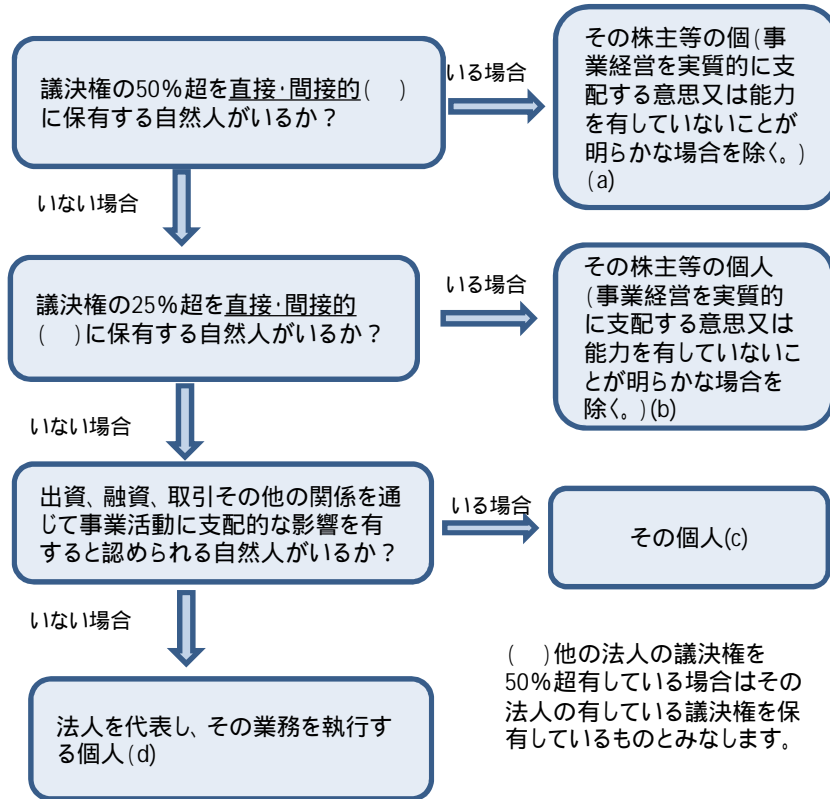
弁護士 渡邊 雅之

TEL 03 - 5288 - 1021

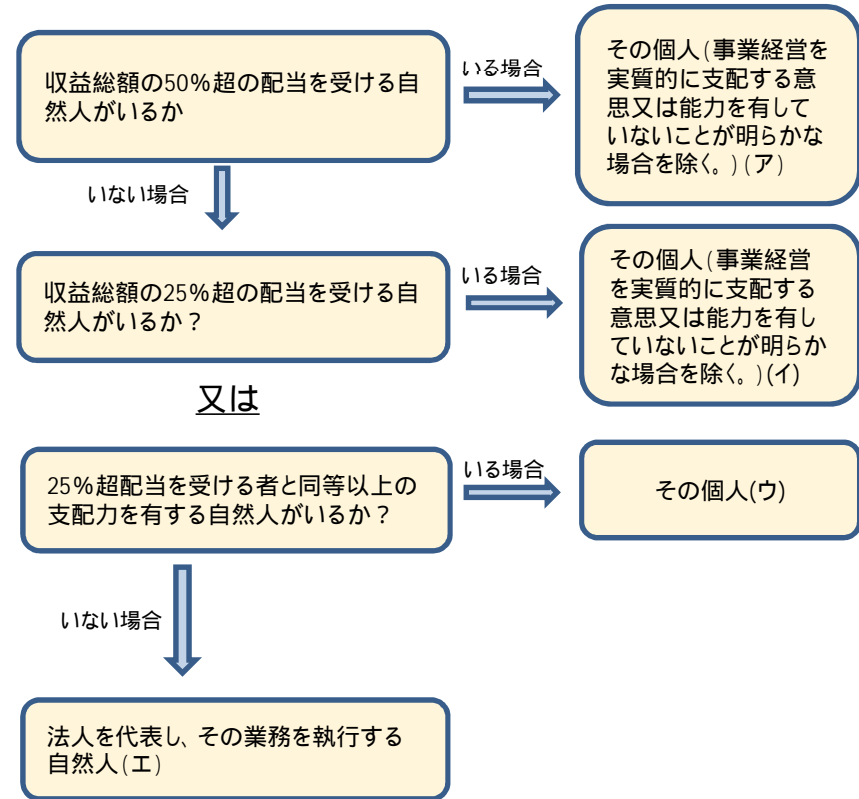
Email m-watanabe@miyake.gr.jp

実質的支配者の確認の様式例

お客さまが資本多数決法人である場合

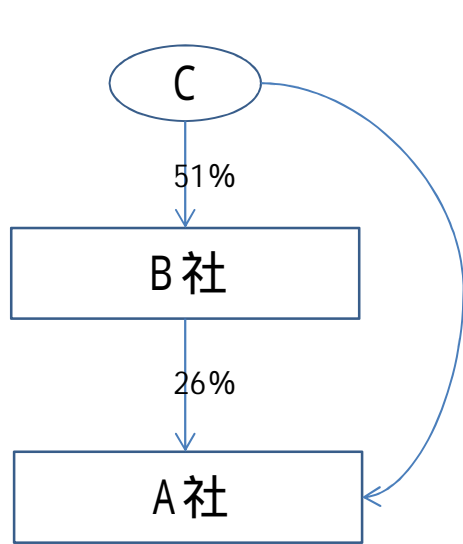


お客さまが資本多数決法人でない場合



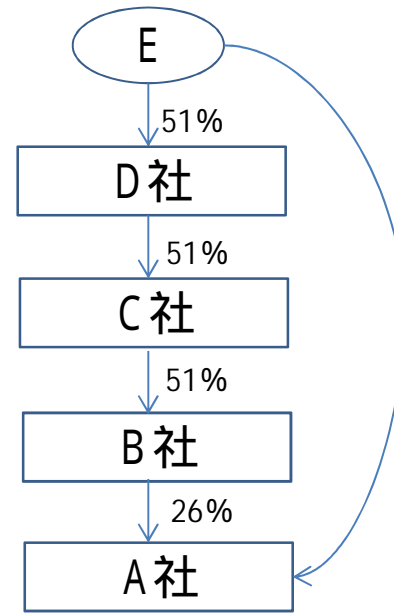
お客さまが資本多数決法人である場合(株式会社、有限会社等)は、左図に従って、お客さまが資本多数決法人でない場合(一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人等)は、右図に従って、実質的支配者をご判断いただき、その個人の方の氏名、住居、生年月日をご記載頂くとともに、関係性について、資本多数決法人の場合は(a)~(d)、資本多数決法人でない場合は(ア)~(エ)をお選びください。(国、地方公共団体、上場会社等(「国等」)又はその子会社が上記のいずれかに該当する場合は、国等又はその子会社を自然人とみなして下記を記載してください。)

お名前 (国等又はその子会社の名称)	住居の住所 (国等又はその子会社の本店・主たる事務所の所在地)	生年月日 (国等、その子会社の場合は記載不要)	上記(a)~(d)または(ア)~(エ)のいずれかの関係に該当するか記載するとともに、関係性について具体的に記載してください。



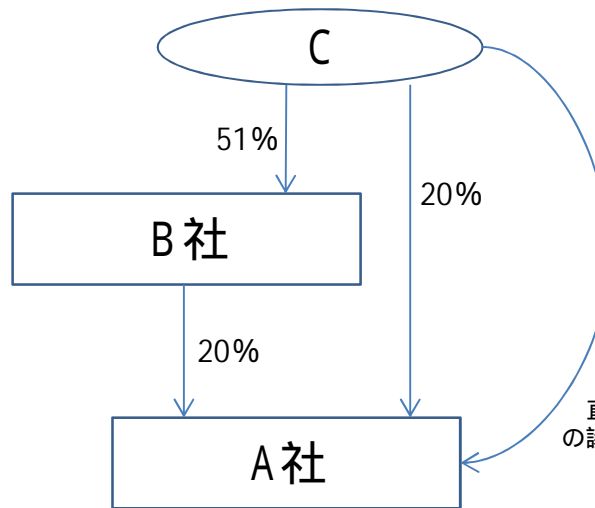
実質的支配者
(26%間接保有)

50%超の議決権を保有している
場合(図の場合CはB社の51%の
議決権保有)、保有先の議決権を
保有しているものとみなされます。



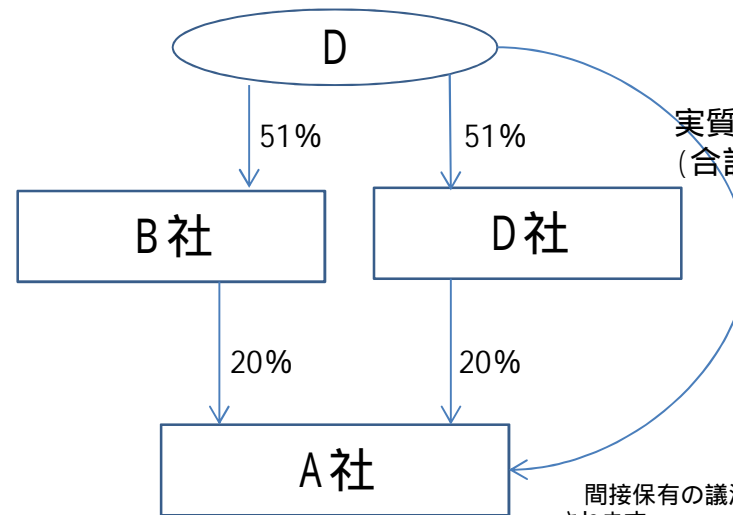
実質的支配者
(26%間接保有)

間接保有の階層に
上限はありません。



実質的支配者
(合計40%保有)

直接保有の議決権と直接保有
の議決権は合算されます。



実質的支配者
(合計40%保有)

間接保有の議決権も合算
されます。

外国PEPSの申告様式

お客さまは、以下の1から3の「外国の重要な公人」に該当しますか？

いいえ	はい	「はい」とお答えになったお客さまは、下記のいずれに該当するか具体的にお答えください。 []
-----	----	---

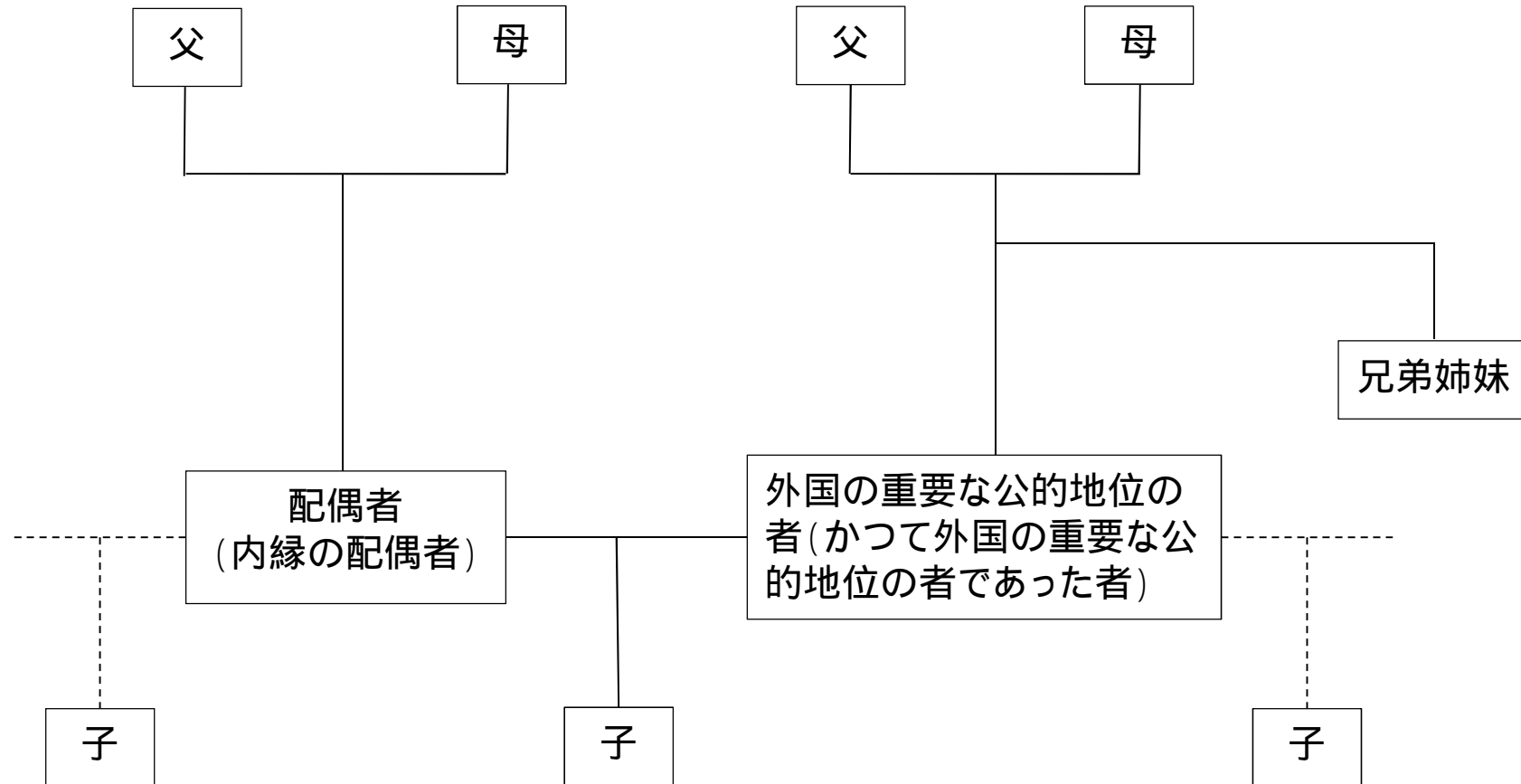
1 以下の『外国の重要な公的地位にある者』に該当する方または過去にこれらの者であった方

- 国家元首
- 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2 上記1に掲げる者の家族(配偶者(事実婚含みます)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)(次の頁の図をご覧ください。)

3 お客さまが法人である場合は、上記1・2に掲げる者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある実質的支配者()が上記の1・2に該当する場合
()実質的支配者については、下記○の項目の説明をご覧ください。

外国PEPsに該当する親族の範囲



外国の重要な公的地位の者の祖父母や孫は外国PEPsに該当しません。
外国の重要な公的地位の者の配偶者が日本人の場合もあるので、日本人も外国PEPsに該当し得ます。